

報告第67号

小林市・野尻町合併協議会の廃止について

小林市・野尻町合併協議会の廃止について、下記のとおり報告する。

平成22年1月28日提出

小林市・野尻町合併協議会
会長 堀 泰 一 郎

記

平成22年3月23日から西諸県郡野尻町を廃し、その区域を小林市に編入することに伴い、平成22年3月22日をもって、小林市・野尻町合併協議会を廃止する。

参考資料

●地方自治法（昭和22年法律第67号）

（協議会の設置）

第252条の2 普通地方公共団体は、普通地方公共団体の事務の一部を共同して管理し及び執行し、若しくは普通地方公共団体の事務の管理及び執行について連絡調整を図り、又は広域にわたる総合的な計画を共同して作成するため、協議により規約を定め、普通地方公共団体の協議会を設けることができる。

2 普通地方公共団体は、協議会を設けたときは、その旨及び規約を告示するとともに、都道府県の加入するものにあつては総務大臣、その他のものにあつては都道府県知事に届け出なければならない。

3 第1項の協議については、関係普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。ただし、普通地方公共団体の事務の管理及び執行について連絡調整を図るため普通地方公共団体の協議会を設ける場合は、この限りでない。

4項～6項〈省略〉

（協議会の組織の変更及び廃止）

第252条の6 普通地方公共団体は、普通地方公共団体の協議会を設ける普通地方公共団体の数を増減し、若しくは協議会の規約を変更し、又は協議会を廃止しようとするときは、第252条の2第1項から第3項までの例によりこれを行わなければならない。

● 合併協議会廃止までの手続き（予定）

① 合併協議会の廃止及び期日の確認（本日の合併協議会）

↓

② 合併協議会廃止に関する議案の上程・可決（両市町の3月議会）

↓

③ 合併協議会廃止に関する協議及び告示（両市町）

↓

④ 県知事への合併協議会廃止に関する届出（両市町）

↓

⑤ 合併協議会の廃止（平成22年3月22日）

参考資料

小林市・野尻町合併協議会の廃止に関する協議書（案）

小林市及び野尻町（以下「両市町」という。）は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の6の規定により、小林市・野尻町合併協議会（以下「協議会」という。）を廃止することについて、下記のとおり協議したので協議書を取り交わす。

記

1. 地方自治法第7条第1項の規定により、平成22年3月23日から西諸県郡野尻町を廃し、その区域を小林市に編入することに伴い、協議会を廃止する。
2. 協議会の廃止の期日は、平成22年3月22日とする。
3. この協議書に定めのない事項で、協議の廃止に関し必要な事項は、両市町が協議して定めるものとする。

この協議の成立を証するため、本書2通を作成し、記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

平成 年 月 日

小林市長 堀 泰一郎

野尻町長 長瀬 道大

報告第68号

平成21年度小林市・野尻町合併協議会決算等の取扱いについて

平成21年度小林市・野尻町合併協議会決算等の取扱いについて、別紙のとおり報告する。

平成22年1月28日提出

小林市・野尻町合併協議会
会長 堀 泰 一 郎

平成 21 年度小林市・野尻町合併協議会の決算等の取扱いについて

小林市・野尻町合併協議会（以下「協議会」という。）は、両市町議会の議決を経て、平成 22 年 3 月 22 日をもって廃止するため、平成 21 年度協議会歳入歳出決算等については、次のとおり取り扱うものとする。

- ① 協議会の収支は、協議会規約第 18 条の規定に基づき、協議会を廃止した日の属する月の翌々月の月末までに打ち切り、会長であった者がこれを決算する。
- ② 決算の報告については、会長であった者が、協議会財務規程第 10 条の規定に基づき決算を調製し、監査委員であった者の監査に付した後、協議会の委員であった者及び小林市長に送付することにより、決算認定に代えるものとする。
- ③ 協議会に属する財産及び事務については、協議会規約第 18 条第 2 項の規定に基づき、両市町の長の協議により、すべて小林市に引き継ぐものとする。
- ④ その他、協議会の決算等の取扱いに関し必要な事項は、両市町が協議して定めるものとする。

参考資料

●小林市・野尻町合併協議会規約

(監査)

第15条 協議会に監査委員を置き、協議会の出納の監査は、1市1町の会計管理者に会長が委嘱して行う。

2 前項の規定により委嘱を受けた監査委員は、監査の結果を会長に報告しなければならない。

(財務に関する事項)

第16条 協議会の予算の編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、1市1町の長が協議して定める。

(協議会解散の場合の措置)

第18条 協議会が解散した場合においては、協議会の収支は、協議会が解散した日の属する月の翌々月の月末までに打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

2 協議会の財産の分割は、1市1町の長が協議して定める。

●小林市・野尻町合併協議会財務規程

(決算等)

第9条 会長は、毎会計年度終了後3月以内に協議会の決算を調製し、協議会の監査委員の監査に付した後、協議会の承認を得なければならない。

2 会長は、前項の規定により、決算が協議会の承認を得たときは、当該決算の写しを1市1町の長に送付しなければならない。

(協議会解散の場合の措置)

第10条 協議会が解散した場合においては、協議会の決算を会長であった者が決算し、その決算書を監査委員であった者の監査に付した後、協議会の委員であった者に送付する。

2 会長であった者は、前項の規定により、決算書を協議会の委員であった者に送付したのちは、当該決算の写しを1市1町の長に送付しなければならない。

確認事項

【協議会】

1. 第10回小林市・野尻町合併協議会の開催について
日 時：平成22年2月25日（木） 午後1時30分～
場 所：野尻町農村環境改善センターホール

小林市・野尻町合併協議会委員等名簿

(委員) ◎会長・○副会長

(順不同・敬称略)

小 林 市		野 尻 町	
役 職	氏 名	役 職	氏 名
◎小林市長	ほり たいいちろう 堀 泰一郎	○野尻町長	ながせ みちひろ 長瀬 道大
小林市議会議長	ふかくさ てつろう 深草 哲郎	野尻町議会議長	ふちがみ さだつぐ 淵上 貞継
小林市議会副議長	おおうら たけみつ 大浦 竹光	野尻町議会副議長	くすもと ちえこ 楠元 千恵子
小林市議会議員	くらもと しげひろ 蔵本 茂弘	野尻町議会議員	ふくもと せいさく 福本 誠作
小林市議会議員	みぞぐち せいじ 溝口 誠二	野尻町議会議員	すぎもと とよと 杉元 豊人
小林市議会議員	こばた としはる 小畠 利春	野尻町議会議員	あな み よしひろ 穴見 嘉宏
小林市議会議員	おの のぶお 小野 信雄	学識経験者	みこし なすお 見越 南州男
学識経験者	いとう まさかず 伊藤 正一	学識経験者	くすもと ふたみ 楠元 フタミ
学識経験者	やまだ ふくお 山田 福雄	学識経験者	ふるかわ ゆきお 古川 幸男
学識経験者	たねだ よいち 種子田 與市	学識経験者	たけやま あきのり 竹山 昭徳
学識経験者	さかもと しんぺい 坂本 新平		
学識経験者	にしおか おさなり 西岡 長成		
学識経験者	しもべつぷ あきら 下別府 明		
学識経験者	たかいわ つづこ 高岩 都津子		
学識経験者	りゅうじん とよみ 龍神 豊美		
学識経験者	さかした みちよ 坂下 実千代		

(顧問)

役職	氏名	役職	氏名
宮崎県市町村 課市町村合併 支援室長	しげる ゆうじ 茂 雄二	宮崎県農政水 産部西諸県農 林振興局長	くしま ひでとし 串間 秀敏

(監査委員)

小林市		野尻町	
役職	氏名	役職	氏名
会計管理者	うえむらみつよし 植村 光義	会計管理者	さこう しげなり 酒匂 重成

(幹事)◎幹事長・○副幹事長

小林市		野尻町	
役職	氏名	役職	氏名
副市長	すえもとみつお ◎末元三夫	副町長	よしだてつゆき ○吉田哲幸
総務部会長 総務課長	うえたに かずのり 上谷 和徳	総務企画課長	うちむら あきお 内村 明生
企画財政部会長 財政課長	みなみざきじゅんいちろう 南崎淳一郎	産業建設部会長 経済課長	たにもと ひろあき 谷元 弘朗
厚生部会長 福祉事務所長	くめ かつひこ 久米 勝彦	文教部会長 教育課長	おおや こういち 大谷 幸一
事務局長	くらぞの みなお 倉園 凡生	事務局次長	たにがわ こうじ 谷川 浩二

(事務局)

役職	氏名	備考	役職	氏名	備考
事務局長	くらぞの みなお 倉園 凡生	小林市	事務局次長兼 総務グループ リーダー	たにがわ こうじ 谷川 浩二	小林市
計画グループ リーダー	つるみず よしひろ 鶴水 義広	野尻町	調整グループ リーダー	さいしよ まさあき 税所 将晃	小林市
システムグル ープリーダー	のぐち たけし 野口 健史	野尻町	システムグル ープ員	にしぞの たかのぶ 西園 孝信	小林市
調整グループ 員	しばうち としひこ 柴内 敏彦	野尻町	調整グループ 員	たじま さとし 田島 聡	野尻町
計画グループ 員	くすもとい ずみ 楠元いず美	小林市			